

もちろん、これは一夜にしてできあがったものではありません。刑事司法は被害者のためにもあるという、長年にわたって運動してきたあすの会をはじめとする被害者団体の声が国会議員や政府に届いたからであり、マスコミを通じた世論が実を結んだからに他なりません。また、これを受けて、平成17年12月27日には、当時の小泉政権が、刑事司法は社会秩序の維持とともに、被害者の利益のためもあると閣議決定してくれました。第1次犯罪被害者等基本計画のことです。

ただ、その後も、日弁連が頑なに被害者の権利を否定する運動を展開したため、被害者のためにも刑事司法はあるという当たり前のことが、司法の世界には、なかなか浸透しませんでした。

平成20年12月1日、念願の被害者参加制度が施行され、被害者が直接裁判に参加し、被害者が直接、事件の悲惨な実情を訴えることができるようになりました。そして、平成25年から平成26年にかけて、法務省が、被害者参加制度の3年後見直しのための意見交換会を開いてくれ、学者、裁判官、検察官、被告人側の弁護士、被害者団体、被害者側の弁護士などが熱のこもった議論をしました。私も、あすの会を代表して、参加させて頂きました。そこでは、一部の委員を除き、被害者参加制度を肯定的に捉える意見が圧倒的に多く、今後さらに発展させていくための課題について話し合われました。そして、もっとも、

被害者側からの要望が大きかったのは、公判前整理手続に参加させて欲しいという意見でした。

現在、凶悪事件などでは、平均9ヶ月くらい、公判前整理手続を行い、実際に裁判員が呼ばれて裁判の期日が開かれるのは、その後からです。被害者は裁判にしか参加できないのです。しかし、公判前整理手続で、裁判に提出して取り調べる証拠がすべて決まってしまうから、そこに関与できないことに被害者の多くは不満を抱いていました。

3年後見直しの意見交換会での議論を踏まえ、平成26年10月21日、最高検察庁が画期的な通達を出してくれました。「刑事司法は、社会の秩序の維持を図るという目的に加え、それが『事件の当事者』である生身の犯罪被害者の権利や利益の回復に重要な意義を有することも踏まえた上で、手続きが進められるべきである」と述べ、刑事司法が被害者のためにもあることを正面から認めてくれ、全国の検察官にそのような形で手続きをすすめるよう命じたのです。具体的には、「被害者参加人が公判前整理手続の傍聴を特に希望する場合には、相当と認められるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの配慮が必要である」と述べました。

被害者の声が、少しずつですが、司法に届きつつあるようで、これが意見交換会での最大の成果となりました。

## 死者の尊厳と遺体写真

弁護士 山上 俊夫

射殺された遺体が半裸に近い状態で路上に横たわっている。そのような写真を日本のマスメディアが報じることはない。しかし、日本人が海外で事件に遭った場合、地元メディアによって報じられた遺体写真が、インターネットによって日本にも伝わり、心ない人によって保存され、インターネット上にばらまかれた事件が昨年あった。

思い返せば1997年10月のこと。岡村勲元代表幹事の奥様が司法解剖を終えて自宅に戻られた際、カメラの放列の前にブルーシートの壁を作って対抗したことがある。大勢のカメラマンは、一斉にシートのない側にぐるりと回り込み、民家の庭越しにライトを浴びせ、フラッシュをたいて棺を撮影しようとした。民家の居間で食卓を囲む隣人家族の姿が煌々と照らされていたが、まったくお構いなしだった。

その頃起きた別の事件では、たとえシート越し、棺の中であっても、家の前で待ち構えるカメラの放列に娘をさらされたくない、被害者の父が「ご近所の迷惑になるから」と記者やカメラマンを引き連れ、家から離れた所で臨時の記者会見を開き、その間に、無事遺体を家の中に入れ

たこともあった。

あすの会の活動により、司法解剖後の遺体の扱いが変わったことがある。岡村元代表が「勝手に遺体を持っていきながら、遺族の費用で取りにこいとは何事か。捜査費用で返しにくるべきではないか」と主張し、遺体返還費用が2004年4月から予算化された。遺体修復費用や棺代も出るようになったと聞いている。『新版警察の犯罪被害者対策(改訂版)』(2004年8月刊)にも、「現場からの遺体の搬送時から遺体の引渡しに至るまで、死者の尊厳に配慮し」(97頁)、「警察では、遺体の取扱いに当たっては、死者に対する礼が失われることがないように十分注意する」(98頁)との記載があり、警察の対応は改善された。

インターネット上にばらまかれた今回の遺体写真は、目を背けたくなるものである。写真を消去したいという遺族の心情は察して余りある。しかしながら、これを消去することは、一人には負担の大きいことで、県警や法務局の担当者が懇切丁寧に対応されたと聞いているが、全部消すことはできずイタチごっこになっている。

死者に対する名誉毀損は、虚偽の事実を告げなければ

成り立たないことになっていて、写真に虚偽はないため、遺体写真の投稿を法的に禁止する根拠になっていない。

死者に対する名誉毀損を定めた趣旨は、遺族の名誉や遺族の敬愛の感情を害するからだとか、公共の法益に反するから、死者自身の名誉を損なうからなど、いろいろと考えるの違いがあるが、どの立場に立っても、遺体の写真を

インターネット上にさらすことは、死者に対する冒瀆であり、本人や遺族の心情を害するばかりか、社会一般に容認されることではない。

遺体写真を掲載することを法的に禁止することができないものかと考えている。

## 活動報告 2014年4月～2014年11月

### 2014年4月

- 1日 『犯罪被害者等施策推進会議』及び『犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会』の専門委員を松村代表幹事から渡辺副代表幹事に引き継いだ。
- 6日 第150回関西集会
- 19日 第129回関東集会
- 18日 岡本会員が長崎県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室から依頼を受け、警察学校にて被害者の心情についての話をした。
- 22日 高橋(正)副代表幹事は法務省における「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会(第10回)」に出席した。米田弁護士が随行した。

### 2014年5月

- 4日 第151回関西集会
- 11日 第129回幹事会
- 17日 第130回関東集会
- 21日 伊藤会員が大阪府警察学校で各市町村警察被害者対策窓口署員50名に「犯罪被害者を支える、警察機関へのお願い!」の講演をした。  
第131回幹事会/在京幹事会
- 26日 高橋(正)副代表幹事は法務省における「平成27日 19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会(第11回)」に出席した。松村代表、渡辺副代表が随行した。
- 29日 澤田会員が山梨高校にて「命の大切さを学ぶ授業」の一環で講師を務めた。
- 30日 松村代表幹事と渡辺副代表幹事が全国被害者支援ネットワークを訪問し経済補償制度の創設について協力を求めた。

### 2014年6月

- 1日 第152回関西集会
- 6日 第56回矯正展に出席
- 11日 15周年記念志作製にあたり原稿の依頼状を発送した。

- 16日 全国被害者支援ネットワークの協力を得て、全国の支援センターに経済的に困窮している被害者等を照会した。
- 21日 第131回関東集会

### 2014年7月

- 3日 高橋(正)副代表幹事は法務省における「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会(第12回)」に出席した。松村代表、渡辺副代表が随行した。
- 6日 第153回関西集会
- 8日 伊藤会員が近畿管区警察学校の学生400名に「犯罪被害者を支える、警察機関へのお願い!」の講演をした。
- 12日 第130回幹事会
- 14日 渡辺副代表幹事は第13回基本計画策定・推進専門委員会に出席した。松村代表幹事、高橋(正)副代表幹事が随行した。
- 19日 第132回関東集会
- 20日 猪野幹事が本田信一郎氏より依頼を受け、「ストーリー被害を止めるための講演会」(北海道)にて講師を務めた。

### 2014年8月

- 3日 第154回関西集会
- 7日 第1回15周年誌編集会議
- 21日 林代表幹事代行が近畿管区警察学校にて講演を行った。
- 24日 高橋(正)副代表幹事、高橋(幸)幹事、上谷弁護士が、広島被害者支援センターの紹介で困窮被害者の聞き取り調査をした。
- 30日 高橋・渡辺副代表幹事が、被害者支援センターすてっぷぐんまの紹介で困窮被害者3名の聞き取り調査をした。

### 2014年9月

- 7日 第155回関西集会
- 10日 第2回15周年誌編集会議